

営業所技術者等の専任配置の緩和に関する取扱い

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）は、営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。

しかし、建設業法第26条の5による特例に基づき、県土整備部が発注する工事において、以下の緩和要件を満たす場合は、営業所技術者等が現場配置技術者を兼務できるものとする。

1. 営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者の兼務の要件

以下の要件を満たす場合、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、専任特例を活用する場合を除く。また、（１）～（３）の併用はできない。

（１）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事の場合

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 以下の１）～７）を満たしていること。

1）各建設工事の請負代金が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）

工事途中に請負代金の額が1億円以上になった場合、それ以降は専任特例は活用できず、専任技術者または管理技術者を工事ごとに専任で配置しなければならない。

2）営業所から当該工事現場の距離が、同一の主任技術者または監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、工事現場において災害、事故等が発生した場合において、移動時間が片道概ね2時間以内であること。

3）当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えないこと。工事途中に下請次数が3を超えた場合、それ以降は専任特例は活用できず、専任技術者または管理技術者を工事ごとに専任で配置しなければならない。

4）当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を当該建設工事に置くこと。土木一式工事、建築一式工事の場合、当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有するものを置くこと。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能。

また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要。

5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能。

6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、法二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 所属する営業所の名称、主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

(イ) 当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称、当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(ロ) 当該建設工事の内容（法別表 1 上段の建設工事の種類）

(ハ) 当該建設工事の請負代金の額

(ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。（一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。）山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事の場合（営業所と工事現場が近接している場合）

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、近接とは、営業所が所在する当該建設事務所・支所管内とする。

(3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事の場合【(2)の場合以外】

(1)の要件を全て満たすこと。

2. 営業所技術者等と配置技術者の兼務に係る手続き

営業所技術者等が建設工事の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、「営業所技術者等と主任技術者・監理技術者 兼務申請書(様式1)」に「営業所技術者等の兼務に関する確認書(様式2)」を添付し、工事の質問提出期限までに発注者へ提出すること。

発注者は、兼務希望業者に対して、当該工事の入札書受付日の前日までに兼務の可否についての結果を伝達するとともに、工事の契約締結までに「営業所技術者等と主任技術者・監理技術者 兼務申請に対する回答書(様式-3)」を公布し、協議結果を回答するものとする。

兼務を認められた兼務希望業者は、工事を落札した場合、「営業所技術者等と主任技術者・監理技術者 兼務報告書(様式-4)」及び「人員の配置の計画書の写し」を県土整備部県土整備総務課建設業対策室へ提出すること。